

令和2年10月27日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤（教育・学生支援担当理事、学友会副会長）

課外活動に係る注意喚起及び課外活動 Step 4 への移行予告について

これまで限定的・段階的に課外活動の再開を認めていましたが、11月2日（月）より Step 4 へ引き上げる予定です。

Step 4 に引き上げられることで、基本的には団体単位での活動が可能となりますが、人数制限や、施設ごとの入退室の際の QR コード登録など、Step 3 までのルールも一部残りますので、もう一度各施設の使用ルールを確認してください。

課外活動再開時にも通知しましたが、Step 4 になると Step 3 に比べて可能となる活動の内容が大幅に広がりますが、依然として地域の感染状況が落ち着きを見せないことから、引き続き団体ごとに活動計画を作成し、学生支援課に提出してください。ただし、既に提出のあった団体については再提出は不要です。

様式は別紙のものを基本としますが、必要事項が記載されていれば団体独自の様式を使っても構いません。

その際、競技ごとに出されているガイドライン等があればそれも参考にしてください。このとき、参考にしたガイドラインの URL 等があればそれも計画書に記載してください。学生支援課及び学友会文化部長・体育部長が確認し、内容が認められたものから順次活動を認めます。

<課外活動施設の開放について>

これまで閉鎖していた部室、C 棟教室（※祝日以外の平日放課後及び土曜日のみ；講義等で使用されていない教室に限る）、サブアリーナ会議室、評定河原合宿所（※利用は日中のみとし、宿泊不可）についても開放を行います。使用開始日及び詳細な使用ルールについては追って通知いたします。

<新歓活動について>

今年度の新歓期間は11月9日（月）～12月14日（月）とします。ガイ

ドラインには、

- 各種感染対策を施し、また十分に距離を取ったうえで、練習や活動を見学させること。
- 立て看板／掲示物の設置（＊対面でのビラ配りは不可）。

と記載しておりますが、これに加えて、新入生への活動体験についても認めるものとします。ただしその場合であっても、極力マスクを着用する、用具共用後には必ず消毒を行う等、感染対策を厳に行うようにしてください。

<おわりに>

Step 3に引き上げた際にお伝えしているように、課外活動団体による合宿、集団飲食等を原因としたクラスターも多く発生していますので、飲食を伴う懇親会等は厳に慎しむなど、引き続き責任ある行動をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大状況等によってはStep引き上げの延期あるいは引き下げ等の可能性もありますので、あらかじめご了承ください。